

## 一般社団法人 河口湖スポーツクラブ 会則

### (名称)

1. 本クラブは一般社団法人河口湖スポーツクラブ(以下 クラブ)と、名称する。

### (所在)

2. 本クラブは、山梨県南都留郡富士河口湖町船津 2065 (有)河口湖倶楽部内に事務所をおき、河口湖町民グラウンドを主たる活動場所とする。

### (目的)

3. 本クラブは、専任コーチ制による一貫した指導により、サッカーを通じてスポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域社会への貢献およびスポーツ振興に寄与することを目的とする。

### (会員)

4. 会員の種類及び会費は、次に掲げるところによる。
  - (1) 一般会員 入会金・年会費・月会費
  - (2) 賛助会員 年会費
5. 賛助会員の年会費については、1口以上の口数制による

### (入会資格)

6. 本クラブに入会できるものは、各クラス別に定められた資格に該当し本クラブの会則に賛同したものであること。
7. スポーツを行なうのに適した、健康状態であること。
8. 親権者の許可を得たものであること。
9. 原則として、他のサッカー少年団、サッカー部活動に入っていない者である事が望ましいが、登録がなされていなければ、スクール生として参加を認める。

### (入会手続き)

10. 入会希望者は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、事務局に申し込む。(用紙は、事務局にて配布)

### (会費)

11. 入会金はひと家族で一回とする。複数人で入会の場合も、一人分の金額とする。
12. 会費は年会費、月会費として別に定めるところにより、会員の種類とクラスに応じて会費を納入しなければならない。月会費は毎月末日までに翌月分を、納入すること。郵便局の自動引き落としの場合、所定の用紙に記入の上事務局に提出する。
13. 一旦納入した会費は、原則として返還しない。
14. 大会・遠征等についての、宿泊・雑費等は別途徴収する。チームバス利用が不可能な場合の電車・バス等利用の遠征交通費、また海外遠征を行う場合はすべて、実費とする。

### (保険)

15. 会員は入会とともに、スポーツ安全協会の保険に入る。加入手続きは本クラブで行う。
16. 本クラブの活動中にけが等をした場合、会員は事故発生から2週間以内に状況などを事務局に連絡しなければならない。(用紙は事務局にて配布)

### (練習の日時と道具)

17. 会員は個人の能力と希望に応じて、コース別に定められた曜日、時間に限り、指導を受けることができる。
18. 雨天時、またはそれに付随するグラウンド使用不可能な場合、基本的には体育館を利用するが、技術向上を目的とする室内講義、あるいは振替練習を行う場合がある。そのような場合は、事務局より連絡するものとする。また、冬季の練習で、降雪等で体育館の練習となった場合は、曜日・時間等を変更することがある。
19. 会員は入会する際に、チームジャージ、個人ユニフォーム2種類、チームストッキングを購入し、練習試合・招待大会等の時は、チーム指定のウェアを着用すること。また、各自練習の際は個人のボールを使用すること。

### (休講日・臨時休講日)

20. 本クラブの休講日は学校の定期試験1週間前から試験終了日までとする学校の違いで試験日が異なる場合は、その個人にあてはめるものとする
21. 本クラブは、合宿・遠征等及びコーチの研修のため、春休み・夏休み冬休みがある。また、荒天時には臨時休講する場合がある。

### (休会・脱退)

22. 休会(1ヶ月以上6ヶ月以内)を希望する会員は、事務局に申し出て別に定める休会費を納入する。休会期間は、月会費の半額とする。
23. 脱退するものは、その前月20日までに、事務局に届け出なければならない。
24. 本クラブは、本会則に違反したり、本クラブの名誉を損なう行為等、会員としてふさわしくないと判断された者を脱会させる事ができる。

### (会員の心得)

25. 会員は次の事項を厳守しなければならない。
  - ①スポーツマン精神に則り、明るく・楽しく・元氣よく行動すること。(とくにあいさつは大きな声ではっきりと)
  - ②グラウンドへの往復路およびグラウンド内においての飲食は厳禁とする。
  - ③グラウンドへの往復路においては、交通ルールを厳守すること。
  - ④秩序を守り、学校生活・学業面でしっかりとした行動をとり、本クラブの目的に添うように努力すること。

### (進路)

26. 本クラブは、ジュニアユース会員選手の中学卒業後の進路について、選手の能力に応じて相談の上、特定高校・クラブユースチームへの推薦ができる。サッカー推薦の希望者は、各自で行動を起こす前に必ず事務局にその意思を申し出ること。また、海外留学や国内および海外のプロ選手を目指す意思のある場合、ならびに プロクラブとの交渉の際にも、まず事務局に相談を申し出て、承諾を得なければならない。

### (遠征)

27. 本クラブは、年に数回、選手の育成と交流のため、県内外に遠征することがある。また、2年に1回 ジュニアユース1.2年生を対象に、海外遠征を実施するものとするが、すべてにおいて 希望者を募集するが人数が足りない場合は中止することもある。

### (事故の責任)

28. 会員は、グラウンド等施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故については、保険の規約範囲内で対処する。またこれに、違背して、盗難・傷害等が起こってもクラブおよび指導者に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

### (変更)

29. 本会則は、理事会の決議を経て総会の決議によって変更することができる。